

2010年度
MOBARA
MOTO WEST GP
特別規則書

■ 主催(有)茂原ツインサーキット

■ 2010年度
MOBARA MOTO WEST GP
特別規則書

第1章 総則

第1条 競技会の名称 2010 茂原モトウエストGP

英文表記 : 2010 MOBARA MOTO WEST GP (MWGP)

第2条 競技会の開催クラスと開催数

- 1) PBチャレンジ (ライフ初級者 46秒0まで) 決勝レース中に基準タイムを超えた場合昇格
- 2) 74チャレンジ (74初級者 43秒0まで) 決勝レース中に基準タイムを超えた場合昇格
- 3) PBビギナー (ライフ中級者 45~43秒0) 決勝レース中に基準タイムを超えた場合昇格
- 4) 74ビギナー (74初中級者 42~41秒0まで) 決勝レース中に基準タイムを超えた場合昇格
- 5) PBノーマル (ライフ上級者) 42秒以上 *シリーズ対象
- 6) PBオープン (ライフ上級者) *シリーズ対象
- 7) 74Daijuro (74上級者) 40秒9以上 *シリーズ対象
- 8) M3 (ミニバイク初級者 40秒0まで) 決勝レース中に基準タイムを超えた場合昇格
- 9) M2 (ミニバイク中級者 39~36秒500) 決勝レース中に基準タイムを超えた場合昇格
- 10) M1 (ミニバイク上級者 36秒499~) *シリーズ対象*SP-12,SP-50,SP100,M12,S-1

注1) (8)(9)(10)は基本改造オープンクラスとして混走。ギア付は2スト100cc以下・4スト150cc以下。

スクーターは2スト200cc以下・4スト240cc以下。安全規定と上限排気量を守ればどんな車種も参加可。

但し、M1、M2クラスのSP12・SP50・SP100・M12・S-1・OPENクラス該当車が3台以上集まった場合は別表彰する。

* 上記のクラス数において全6戦開催とする。

* 安全規定とは、

- レバーやステップの先端、マフラーの出口なども含め突起物が危険な状態でないこと。
- ガソリンやオイル、ラジエター液が大気放出されない処置がされていること。
- 不要なステー類がむき出しになっていないこと。
- チェーンガードが確実に装着されていること。
- 外装が確実に装着されていること。
- 主催者が危険と判断しないこと、などです。

第2条 開催場所、開催日

第3条

茂原ツインサーキット 西コース (700m)

第1戦 2月7日 第2戦 3月14日 第3戦 5月16日 第4戦 7月25日 第5戦 10月24日 第6戦 12月5日

大会会場及びオーナイザー名称と住所

大会会場：茂原ツインサーキット 西コース

オーガナイザー：(有)茂原ツインサーキット

〒297-0044 千葉県茂原市台田640

電話 0475-25-4433 FAX 0475-25-4442

第4条 大会組織委員会及び審査委員会

特別規則書付則にて示す。

第5条 大会役員及び競技役員

特別規則書付則にて示す。

第2章 参加申し込み

第7条 参加資格 ※全クラス

健康かつレースに出場するに相応しい装備（注）と良識的判断ができる者。

フラッグの意味を理解し、サーキットのルールとマナーを守れる者。

サーキット走行未経験者の場合、レース前に茂原ツインサーキットの練習走行にご参加できる者。

注：革製のツナギ・ブーツ・グローブ、フルフェイスヘルメット、脊椎パッド、ヘルメットリムーバー
（但し、キッズクラスはシューズ、布製のグローブ、一部布製の革ツナギを可とする）

※以下キッズクラスの参加資格

当該年度有効な日本ライフ社発行のライセンス所持者。

各地のチャレンジカップレース・シリーズ戦レース参加経験者。

上記に該当しない方は茂原ツインサーキットの練習走行に参加の上で主催者から参加許可を得た者。

第8条 参加申込み受付期間

- 1) 大会開催日を含まず30日前より7日前必着とする。※消印は8日前まで有効
- 2) 参加申し込みは、現金書留郵便又は、西コース事務局窓口手渡しとし、締切り日必着とする（FAX 不可）。
- 3) 参加申し込みは、各大会のオーガナイザー（本規則2頁第4条参照）とする。
- 4) 参加申込みは参加料と保険料を添えて行い、併せて以下の書類に記入し提出しなければならない。
 - (1) 参加申込書（ホームページ<http://www.mobara-tc.co.jp>よりダウンロードできます）
 - (2) 競技会参加に関する誓約書
 - (3) 車輛登録申告書

第9条 参加料（消費税・保険料込）

■ PBチャレンジ・74チャレンジ・PBビギナー・74ビギナー：6000円

■ PBノーマル・PBオープン・74Daijuro：6500円

■ M3・M2・M1：7500円

* 2009年度シリーズチャンピオン：1000円（保険料として）

* シリーズチャンピオンはピットクルー1名につき、別途1000円掛かります（保険料含む登録料）。

※大会7日前までに申し込み完了できなかった場合、遅延ペナルティ3000円が追加で掛ります（月曜日より）。

第10条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理又は参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されない。

第11条 参加定員及び最低成立台数について

- 1) 大会運営上参加受付を制限する場合がある。その場合の優先順位は申込み順とする。
各クラスのレース成立台数は3台以上とする。10台未満は、他クラスとの混走、別賞典になる場合有。
※3台未満の場合はレース不成立とし、他クラスと混走。正賞および副賞無し。表彰のみで参加者が承諾した場合のみレースを行う。
- 2) エントリーを受理したものには参加受理書を発行する。
参加受理書発行後、参加を取り止めた選手に対しエントリーフィーの返還は一切しないものとする。

第12条 参加車輛

本特別規則書の技術規定に準拠しているバイクであること。

M1、M2クラスの中で別表彰を受けるSPクラス及びM12クラスは2010年度モトチャンプ杯参加規定に準拠していること。

キッズ（ポケバイ・74Daijro）クラスはライフカップ及びDAIJIRO CUP参加規定に準拠していること。

第3章 競技に関する規定

第13条 競技内容

- 1) 競技とは参加受付、公式車検、ライダーズミーティング、開会式を含む。
- 2) ■ 公式練習 10分
- 3) ■ タイムトライアル(予選ヒート) 10分間計測（但し、参加台数などで変更になる場合あり）
- 4) ■ 決勝ヒート PB・74 チャレンジ/PB・74 ビギナー8周/その他10周

第14条 スタート

- 1) 各クラス、スタンディングスタートとする。ウォームアップに間に合わない者やスタート時にグリッドよりスタートできなかった者は、ピットスタートとする。
- 2) 全てのライダーは、タイムトライアルに参加しなければならない。
タイムトライアルに参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、決勝ヒート最後尾スタートとなる。
- 3) 全てのクラス共に、決勝ヒートは、1周もしくは2週のウォーミングラップの後、コントロールラインよりスタンディングスタートとする。
- 4) スタートの合図はシグナルで行い、全者一斉にスタートするものとする。但し、シグナルが不備な場合は、フラッグで合図する場合がある。その際、明らかにフライングがあった場合、そのライダーに対して警告旗を用い、ペナルティの対象とする。その際、ヒートは続行するものとする。
また、スタート後、先頭の車輛が1周し、スタートラインを通過するまでにスタートできない者は、当該ヒートを出走することはできない。
- 5) ピットスタート
ピットスタートとは、本コースよりスタートすべき車輛全てが1コーナーに進入し終えた後、旗またはシグナルによって、ピットロードコントロールライン上よりスタートすることを言う。

6) フライング

フライングした者に“PS”と書かれたボードと共に黒旗を提示する。これを提示された者はピットインしなければならない。コントロールタワー下で一旦停止後レースに復帰する事ができる。

7) 中断

フォーメーションラップ開始後、複数台以上の故障車またはトラブルが発生した場合は、競技長の判断のもと赤旗を用いて当該フォーメーションラップを中止する場合がある。

第15条 フィニッシュ

各レースの1位の者がチェッカーフラッグを受けてから2分でレースを終了する。完走者のみを入賞の対象とする。完走者とは1位の3分の2以上を走行していなければならない。

第16条 順位の決定

- 1) 順位は、チェッカーを受けた順によって決定する。コントロールラインを通過する時はライダーとマシンが一緒に通過しなければならない。(押して通過してもよい)
- 2) 順位は完走者の中から周回数の多い順に決定される。
- 3) 同一周回数の場合はコントロールラインの通過順による。

第17条 レースの成立

レースは1位の者が規定周回数の3分の2以上を周回した時点で成立とする。従って3分の2以上を周回した場合の赤旗などによる途中中断は、その前週の着順をもって成立とする。3分の2以前で中断した場合、以下のいずれかの方法で再スタートする。

- 1) 中断以前の順位、ペナルティー等すべて無効とし規定周回数により再スタートする。
- 2) 中断の前週の順位により、スターティンググリッドを決定し、残り周回数のレースを行う。この場合、再スタートに伴うサイティングラップも周回数として計算する。
- 3) 大会審査委員会が競技続行不可能と判断した場合、中断の前週の順位をもってレース終了とする。この場合のシリーズポイントは規定の半分(小数点四捨五入)を与える。

第18条 再車検(抗議があった場合、又は抜き打ちの場合のみ行う)

レース終了後入賞車輛を、車輛保管する。また、入賞車輛はエンジンを分解し排気量を測定するほか、規定を超える改造などについて検査を行う。参加者は車検長の指示に従い分解し検査に出さなければならない、これに拒否する場合には失格となる。検査の結果において規定に反する事項があった場合は失格とする。

第19条 公式練習及びレース中における規則

- 1) 公式練習は、正当と認められる理由がない限り、必ず出走しなければならない。また、出走が不可能な場合は不出走届けを大会事務局へ提出しなければならない。
- 2) コースは常に先入者を優先とし、追い抜きする者は前方の車を妨害してはならず、また前方の車は後方の車の進路を無理に妨害してはならない。
- 3) 大会役員が違反、妨害行為(プッシング、ブロッキング、その他の非スポーツマン的行為)とみなした者にはペナルティーを科す。さらにその行為が2回以上に及ぶ時は競技失格とする。
- 4) いかなる場合においても逆走してはならない。但し、コース役員の指示がある場合は除く。

- 5) レース中やむを得ない場合を除き、コースを外れてショートカットをする事は認められず、当該行為はペナルティの対象となる。
- 6) 衝突を避ける為にやむを得ずコースアウトした場合はその最も近い場所からコースに復帰しなければならない。
- 7) スタートを含めてレース中にコース内に停止した車両の選手は他の選手に自分が動かないことをアピールし、それらが通過した後に車両を安全な場所に移動しなければならない。さらに他を妨害することなく自力で再発進出来る場合のみレースに復帰できる。
- 8) コース上における再発進などは自分自身のみが行うこと。また、選手は出走時工具などを携帯してはならない。
- 9) 選手が修理の為にピットに向かう場合はコース沿ったグリーン上を周回方向にのみ車両を押して移動する事ができる。
- 10) コース上でリタイアする選手はコース外の安全な場所に車両を移動しレース終了まで待機すること。
また、近くのコース役員にリタイヤの届けを出す事。
- 11) ピットイン・ピットアウトは決められた場所で行わなければならない。イエローラインカットは失格とする。
- 12) レース中にパドック（ショートカットを含む）に入った車両はレースを放棄したものとみなし再びコースに入ることは許されない。
- 13) レース中に事故などに遭い故障があると思われる車両は安全検査の為、役員により停止を命じられる場合がある。また、危険とみなされた車両はレースから除外される場合がある。
- 14) 参加選手の補助に関してはコースマーシャルのみが対応する事ができる。レースがスタートしてからピットクルー（親権者等）などがコース内に入った場合には参加者にペナルティを課すことがある。
- 15) レース進行中の大会役員及びコース員の裁定に対しての抗議は、これを一切受け付けない。

第21条 その他競技に関する一般事

- 1) スタート合図は、オーガナイザーの旗または信号を用いる場合がある。
- 2) コースアウトに対するペナルティは競技長の判断による。
- 3) 走路審判員が反則または妨害行為とみなした者については、ペナルティを科す。さらにその行為が2回以上に及ぶときは失格とする。
- 4) ライダーサインは次の通りとし、これを怠った者についてはペナルティが科せられることがある。
 - 1) コース上で停止した場合のサインは、片手を頭上に高く上げる。
 - 2) ピットイン・ピットアウトのサインは左手を頭上に高く上げる。
 - 3) スローダウンするライダーは、左手を高く上げる。
- 5) 公式練習、タイムトライアル及びレース中（フォーメーションラップを含む）コース上で停止した場合は、他を妨害することなく、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。
- 6) レース中は、コースを外れてショートカットまたは、パドックに戻ることは認められず、当該行為はペナルティの対象とする。
- 7) 公式練習、タイムトライアル及びレース中（フォーメーションラップを含む）にリタイアしたライダーは、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで車両から離れてはならない。また、その際に、ヘルメットは着用していること。
- 8) 競技中の燃料補給は禁止とする。
- 9) 消火器の携帯
各ライダーは全ての競技において、下記の条件を備えた消火器を1本以上備えていなければならない。
また、ピット・パドックでの火気厳禁の徹底に努めなくてはならない。

第22条 レースの終了

- 1) レース着順1位の者がフィニッシュライン通過後2分以内に、バイクが自力で同ラインを通過した者は、そのラップが、加算される。完走者になるためには、チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していなければならない。
- 2) レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
 - (1) チェッカーを受けた完走者(規定周回数の2分の1以上を完了しチェッカーを受けた者)
 - (2) チェッカーを受けない完走者(規定周回数の2分の1以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者)
 - (3) 不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していない者)
 - (4) 同一周回数の場合は、その周回を先に完了(コントロールラインを通過)した者を優先する。
但し、共に0周回の場合はグリッド順による。
- 3) レースは着順によるものとし、計時を行わない場合がある。
茂原モトウエスト GP の成立は、各クラス区分ごとに3台以上の車両が出場しなければならない。
 - *但し、10台未満のクラスは、混走賞典別となる場合があります。(オーガナイザー判断とする。)
 - *出場とは、予選・決勝ヒートのスタートの際に3台以上のバイクがコントロールラインを超える事をいう。
 - *レース(ヒート)周回数の60%以上が消化された場合、当該レースヒートが成立する。

第4章 ピットに関する事項

第23条 ピットイン

ピットインする場合は、ピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップしなければならない。これに違反した場合は、当該ヒート失格となる。

第24条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。また、ピット内で作業し得る者は当該クラスに出場しているライダーとピットクルーのみとし、ピットクルーは指定されたピットゼッケンまたはクレデンシャルを装着しなければならない。走行中のライダーに対してピットサインを送る場合は、ピットクルー1名に限り、各自のピットエリア内においてのみ表示することができる。各セッション中に燃料の補給をしてはならない。

第25条 ピット内

ピットにおける火気の使用を禁止する。燃料の容量は20リットル以内で消防法に適合した金属製の携行缶でなければならない。

第26条 車両保管 レース終了後の車両保管及び検査は、次の通りとする。

- 1) 全車両保管を行う(再車検は特定しない)。保管が解除になったバイクは速やかに引き取らなければならない。
- 2) 保管時間は15分以上、所定の場所で行なわれる。
- 3) 技術委員はスタートした全ての車両に関し、再車検を行う権限を保有するものとする。技術委員が検査を行う際はライダーもしくはその代理人が責任を持って車両の分解及び組立を行わなければならない。但し関係役員、ライダー及び代理人以外は車検に立ち会うことはできない。
- 4) 技術委員が行う本条項の再車検に応じない場合は失格とされる。上記に対する違反は、競技長によって警告され、大会審査委員会によりペナルティーが科せられる場合がある。

第5章 ペナルティに関する事項

第27条 ペナルティ

- 1) ペナルティは次の8種がある。
 - (1) 警告
 - (2) 罰金
 - (3) タイムペナルティ
 - (4) ポイントペナルティ
 - (5) ラップペナルティ
 - (6) 順位降格ペナルティ
 - (7) 失格
 - (8) ポイントの剥奪及び出場停止

- 2) 警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 3) 罰金は、成績に対するペナルティまでに至らない程度の違反に適用される。
- 4) タイムペナルティは、音量測定結果によりタイムトライアルに適用される。
- 5) ポイントペナルティは、失格にならない程度の違反に対し、予選ヒート及び決勝ヒートに適用される。
- 6) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用する。
- 7) 順位降格ペナルティは、失格にならない程度の違反に対し、予選ヒート及び決勝レースに与えられる。
- 8) 失格は下記の反則行為に科せられる。
 - (1) 違法または不当に得たアドバンテージ。
 - (2) 故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
 - (3) 与えられたオフィシャル指示を故意に無視した場合に科せられる。
 - (4) 与えられたフラッグサイン無視。
- 9) ポイントの剥奪及び出場停止は、下記の反則行為に科せられる。
 - (1) 茂原モトウエスト GP 特別規則書、第10章、第35条(1)、(2)を違反したことが発覚した場合。
 - (2) 本大会及び他のコースにおいて重大な違反を犯したライダーに対して適用される。

第6章 抗議に関する事項

第28条 抗議

参加者は自己が不当な処置をされていると考えられる時、競技長を経由し大会審査委員会あてに理由を明記した文書によって抗議することが出来る。また、抗議に対する裁定は大会審査委員会が下したものを最終決定とする。主催者の判定に異議がある場合は、書面をもって抗議料を添付の上、競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとする。

抗議提出の時間制限

- ① 競技に関する抗議：当該、暫定結果発表後20分以内
- ② 車輛に関する抗議：自己のバイク車検終了後15分以内。

第29条 抗議料 ¥5000円

第7章 成績及び賞典に関する事

第30条 成績決定、及び、賞典。

- 1) 決勝ヒートの順位により決定する。
- 2) 賞典はライダーに対して行われる。
- 3) 賞典内容は盾等の正賞及び副賞とする。
- 4) 出走台数により賞典を制限する。

賞典表

出走台数	3台	4台	5台	6～7台	8～10	11～13	14～16	17～20	21台以上
賞典	1位まで	2位まで	3位まで	4位まで	5位まで	6位まで	7位まで	8位まで	10位まで

* 5台以下は、メダル等の正賞のみとなります。

第31条 シリーズ得点基準 ※対象レースのみ

シリーズレースとして開催された全6戦の全てのポイント合計によりシリーズ順位を決定する。

●シリーズの成立は6戦中5戦が成立しない場合は、年間シリーズの賞典はあてはまらない。

●シリーズ対象者は、6戦中4戦に出場しなければシリーズポイントは無効とする。

賞典内容 正賞および副賞を授与する。

第8章 得点

第32条 得点基準

本レースのライダーに対して与えられる得点は、下表(A)の得点基準を適用する。また、最終戦は1.25倍(小数点以下四捨五入)のポイントが加算される。また、出場台数により、下表(B)の通りポイントを与える台数を制限する。

得点は、決勝レースの完走者のみ与えられ、不完走者及び失格者、不出場者には与えられない。

参加台数とは公式練習を行った台数とする。

表(A)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	20	15	12	10	8	6	5	4	3	2
最終戦 1.25	25	19	15	13	10	8	7	5	4	3

表(B)

出走台数	3台	4台	5台	6～7台	8～10台	11～13台	14～16台	17～20	21～
ポイント制限	1位まで	2位まで	3位まで	4位まで	5位まで	6位まで	7位まで	8位まで	10位まで

第33条 シリーズチャンピオンの認定

上記第7章、第31条の得点基準により各部門の最高得点者を当該部門のシリーズチャンピオンとして認定する。

複数のライダーが同一の得点を得た場合は、各ライダーが得た上位の回数が多い順(1位の数、2位の数、3位の数、以下これに準ずる)に決定される。

順位と回数も同一の場合は、シリーズ最終戦で上位順位を得たものを上位とする。

尚、順位と回数でも同一でいずれもシリーズ最終戦に参加しなかった場合は、最終戦により近い競技会において上位順位を得たものを上位とする。

第9章 広告に関する事項

第34条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認めない。
- 2) オーガナイザーは、下記のものに対して抹消する権限を有し、オーガナイザーが認めたスポンサーのロゴステッカーの表示は、ライダーはこれを拒否することはできない。
 - (1) 公序良俗に反するもの。
 - (2) 政治・宗教に関連したもの。
 - (3) 本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第10章 その他の一般事項

第35条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品及びコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2) ライダー、ピットクルーは、コース所有者及びオーガナイザー、大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了解していなければならない。

第36条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは、下記の権限を有するものとする。

- 1) 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなく拒否することができる。
- 2) 大会冠スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- 3) 止むを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの登録または変更について許可することができる。
- 4) 全てのライダー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。

第37条 大会の延期及び中止

オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。但し、保険料は返還されない。尚、ライダーは、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議する権限を保有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

第38条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知掲示板にて示される。

第39条 誓約書の署名

ライダーは参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第40条 本規則の解釈

本規則の解釈並びに競技の細則に関する疑義については、事務局宛に質問できる。

第41条 本規則の違反

本規則に対する違反は、大会審査委員会の決定により宣告される。

第42条 本規則の効力

本規則は、参加申し込み受付と同時に効力を発する。

第43条 燃料

- (1) 通常のカソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。
- (2) ガソリン及びエンジンオイルについて予告なく抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う場合がある。
この場合、ライダーは必ずその指示に従わなくてはならない。尚、採取したタンク内の燃料を所定の検査機関に出した場合に違反が認められた場合、検査費用はライダーが負担するものとする。
- (3) オーガナイザーはガソリン及びエンジンオイルの銘柄指定及び給油方法を指定する場合がある。
この場合の詳細事項は公式通知に示す。

第44条 給油

レース中の給油は、特別規則に規定されている場合を除き、禁止される。ピット内に燃料を保管する場合は消防法に適合した金属製の携帯缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。

第11章 保険

第45条 保険

- 1) 競技会に参加するライダーは下記のオーガナイザーが付保するバイクレースに有効な保険を含み、有効な保険に加入している事を大会事務局に申告すること。
- 2) オーガナイザーの付保する保険の他に保険に加入することを推奨する。

大会事務局が府保する障害保険の内容及び保険金支払方法金額は、被保険者1名について以下の通りとする。

保険金額は被保険1名について次の通りとする。

- (1) ライダー 保険金額 普通条件 500万円
- (2) ピットクルー保険金額 普通条件 500万円

A 死亡保険 事故の日から180日以内に死亡した場合保険金額全額(普通条件)支払われる。

B 後遺症保険金 事故の日から180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能を無くした場合は、その程度に応じて保険金額(普通条件)の下記割合で支払われる。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 終身自由を行うことができない場合 | 100% |
| (2) 両方の眼が見えなくなった場合 | 100% |
| (3) 腕または足(関節より上部)をなくした場合 | 60% |
| (4) 両方の耳が聞こえなくなった場合 | 80% |
| (5) ソシャクまたは言語の機能をなくした場合 | 100% |
| (6) 片方の眼が見えなくなった場合 | 60% |

(7) 華を無くした場合	15～30%
(8) 片方の手の親指（指関節より上部）を無くした場合	20%
(9) 片方の耳が聞こえなくなった場合	30%
(10) 片方の耳を無くした場合	3～15%
(11) 片方の手の人さし指を無くした場合	8%
(12) 足の親指を無くした場合	10%
(13) 親指・人さし指以外の手の指を1本無くした場合	10%
(14) 親指以外の足の指を1本無くした場合	5%

前期の各号に該当しない不具廃疾については保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全に破損程度に応じて、かつ前記各号の区分に準じて50%以内で保険金が支払われる。

C 入院保険金・通院保険金

障害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要する時に支払われる保険金で平常の業務に従事することができるようになるまで1日について、入院の場合は、5,000円、通院の場合は、2,500円が支払われる。

D 手術保険金 入院保険金が支払われる場合で、事故から180日以内にケガの治を治疾を目的に手術を受けられるとき[入院保険金日額]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率（10倍・20倍・40倍）]

E 付添看護保険金

入院保険金が支払われる場合で、所定の状態になり、医師が付添を必要と認めた期間に職業付添者（入院先の病院・診療所と雇用関係にある者を除きます）を雇い入れたとき[入院保険金日額]×50%[付添者の雇用日数（ただし事故日から180日以内の雇入日数が限定）]

F その他の規定

- (1) 入院保険金の支払いは180日を限度とする。
- (2) 通院保険金の支払いは90日を限度とする。
- (3) 事故による傷害について後遺障害保険金と重ねて支払われる場合はその合算額を支払われる。
- (4) 健康保険、労災保険その他の給付には関係なく、保険金は支払われる。

G 保険金請求についての必要書類

- (1) 傷害事故の程度を証明する所定の医師の診断書
- (2) 全治した時の医師の治療証明書 傷害時事故の場合
- (3) 死亡診断書および戸籍謄本 死亡事故の場合
- (4) 競技長の事故確認書 傷害、死亡とも

2010年度 MOTO WEST GP シリーズ表彰

シリーズチャンピオン	シリーズ 第2位	シリーズ 第3位
西コース 1年間無料走行券	西コース 6ヶ月間無料走行券	西コース 3ヶ月間無料走行券

- 無料走行券の有効期間中のライダーは、保険料¥500円が別途掛かります。
- シリーズチャンピオン対象者のみ、2010 茂原MOTOWESTGPのエントリーフィー無料とする。
但し、ライダーは保険料¥1,000円、ピットクルー登録保険料¥1,000円が別途掛かります。

別表（第7章 成績及び賞典に関する事項。） 下記の2000円1000円割引券は全て1枚づつとなります。

	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位
21台～	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 走行券 1枚	楯 走行券 1枚	楯 2000円割引	楯 2000円割引	楯 1000円割引
	第9位	第10位						
	楯 1000円割引	楯 1000円割引						
17～20台	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位
	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 走行券 1枚	楯 2000円割引	楯 2000円割引	楯 1000円割引	楯 1000円割引
14～16台	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	
	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 2000円割引	楯 2000円割引	楯 1000円割引	楯 1000円割引	
11～13台	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位		
	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 2000円割引	楯 2000円割引	楯 1000円割引	楯 1000円割引		
8～10台	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位			
	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 2000円割引	楯 1000円割引	楯 1000円割引			
6～7台	優勝	第2位	第3位	第4位				
	楯 走行券 1枚	楯 2000円割引	楯 2000円割引	楯 1000円割引				
5台	優勝	第2位	第3位					
	楯 走行券 1枚	楯 2000円割引	楯 1000円割引					
4台	優勝	第2位						
	盾 2000円割引	盾 1000円割引						
3台	優勝							
	盾 2000円割引							

--	--

「2010年度MOBARA シリーズ表彰について」
2010年度も茂原の表彰式を予定しております。
表彰対象レースは、茂原カートシリーズ・四輪シリーズ・MOTO WEST GP
ちやり耐シリーズ全ての表彰を年末に行います。
豪華商品の抽選大会・楽しいアトラクション等も有ります。
シリーズチャンピオン目指してがんばりましょう!!!

— 2010年度賞典内容 —

シリーズチャンピオン

1年間無料走行券&2011年度エントリ —無料

参加申し込みには、別途 保険料・ピットクルー登録料が掛ります。

但し、1クラスのみ参加費を無料とします。

シリーズ第2位

6ヶ月間無料走行券

(保険料が掛ります)

シリーズ第3位

3ヶ月間無料走行券

(保険料が掛ります)

2009年12月27日 制

定